

東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の取組方針
新旧対照表

資料1-4

旧	新
<p data-bbox="327 515 869 544">「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく</p> <p data-bbox="416 592 801 632">東近江圏域の取組方針</p> <p data-bbox="465 1082 752 1110">令和7年7月16日改定</p> <p data-bbox="320 1177 898 1206">東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p data-bbox="331 1262 891 1310">〔 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台 〕</p>	<p data-bbox="1361 515 1904 544">「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく</p> <p data-bbox="1391 592 1877 632">東近江圏域の取組方針（案）</p> <p data-bbox="1503 1082 1789 1110">令和8年〇月〇日改定</p> <p data-bbox="1355 1177 1933 1206">東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会</p> <p data-bbox="1366 1262 1926 1310">〔 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台 〕</p>

旧	新
<p>1. はじめに</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。</p> <p>このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。</p> <p>また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。</p> <p>滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 20 年 11 月には、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。</p> <p>本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、東近江圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起ころうること、また、琵琶湖水位の影響を受けて浸水が長期に及ぶ地域があることなどを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的と位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。</p> <p>また、大津土木事務所管内と湖東土木事務所管内で、令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）が更新され、滋賀県全域の河川整備 5 か年プラン（第 3 期）の更新が完了したことから、一斉に取組内容の改定を行うこととし、本圏域の取組方針を改定した。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。</p> <p>このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。</p> <p>また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。</p> <p>滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 20 年 11 月には、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。</p> <p>本協議会は、上記の取組について水防法等に基づく協議会として、東近江圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起ころうること、また、琵琶湖水位の影響を受けて浸水が長期に及ぶ地域があることなどを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的と位置づけ、取組方針をとりまとめた。</p> <p>なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。</p> <p>また、令和 6 年 3 月の東近江土木事務所管内の滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）更新や令和 8 年度の「第 1 次国土強靱化実施中期計画」開始を受け、さらなる河川および砂防施設のより一層の整備を推進する。</p>

旧	新
<p>4. 減災のための目標</p> <p>5か年で実施すべき東近江圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 2) 被害軽減の取組 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 4) 防災施設の整備等に関する事項 5) 減災・防災に関する取組および支援 <p>また、上記の内、具体的避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【減災のための重点目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する ・令和8年3月までに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する </div>	<p>4. 減災のための目標</p> <p>5か年で実施すべき東近江圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組 2) 被害軽減の取組 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 4) 防災施設の整備等に関する事項 5) 減災・防災に関する取組および支援 <p>また、上記の内、具体的避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【減災のための重点目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する ・令和13年3月までに「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する </div>

旧			新		
<p>■ ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（SISPAD）を運営・更新する ・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやSNSの活用等を検討する ・河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、防災メール（プッシュ型）の利用を促進する 	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>	<p>■ ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（SISPAD）を運営・更新する ・河川水位情報や土砂災害警戒情報、避難情報を確実に届けるために、防災アプリやテレビ、ラジオ、防災メールなどの利用を促進する。 	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>
<p>■ 防災施設の機能に関する情報提供の充実</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムに関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダムの働きについて理解を深めていく ・緊急放流（異常洪水時防災操作）時に発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する 	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>	<p>■ 防災施設の機能に関する情報提供の充実</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムの操作に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダムの働きについて理解を深めていく ・緊急放流（異常洪水時防災操作）時に発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する 	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>
<p>■ ダム放流情報を活用した避難体系の確立</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う ・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道関係への情報提供を行う 	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>	<p>■ ダム放流情報を活用した避難体系の確立</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う ・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道関係への情報提供を行う 	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>
<p>■ 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</p> <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る ・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る 	<p>引き続き実施</p>	<p>彦根地方気象台 滋賀県</p>	<p>■ 土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</p> <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る ・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る 	<p>引き続き実施</p>	<p>彦根地方気象台 滋賀県</p>
<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県</p>
<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>
<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>滋賀県</p>
<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>彦根地方気象台 滋賀県</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>彦根地方気象台 滋賀県</p>
<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>彦根地方気象台 滋賀県</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>引き続き実施</p>	<p>彦根地方気象台 滋賀県</p>

旧			新		
<p>■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する 避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する 	<p>引き続き実施</p>	<p>近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県</p>	<p>■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所および避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する 避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する 	<p>引き続き実施</p>	<p>近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県</p>
<p>■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場で状況を確認する 	<p>引き続き実施</p>	<p>近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県</p>	<p>■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場で状況を確認する 	<p>引き続き実施</p>	<p>近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 彦根地方気象台</p>
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
<p>主な取組項目</p> <p>■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する 地先の安全度マップについて、更新し公表する <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 	<p>目標時期</p> <p>R8.3まで</p> <p>R8.3まで</p> <p>引き続き実施</p>	<p>取組機関</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p>	<p>主な取組項目</p> <p>■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する 地先の安全度マップについて、更新し公表する <p>土砂災害</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 	<p>目標時期</p> <p>R8.3月図公表 R9～周知</p> <p>R13.6まで</p> <p>引き続き実施</p>	<p>取組機関</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p> <p>滋賀県</p>

旧			新																		
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組			③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する ■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する </td> <td> 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 </td> <td> 滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>R8.3まで (概成)</td> <td>滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	目標時期	取組機関	■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する ■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県		R8.3まで (概成)	滋賀県			<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する ■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する </td> <td> 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 </td> <td> 滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>R13.3まで</td> <td>滋賀県</td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	目標時期	取組機関	■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する ■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県		R13.3まで	滋賀県
主な取組項目	目標時期	取組機関																			
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する ■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県																			
	R8.3まで (概成)	滋賀県																			
主な取組項目	目標時期	取組機関																			
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（CCTVカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等において洪水時の避難情報の発令判断に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置、観測し、情報共有する ■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、円滑な避難を確保する施設整備を実施する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 東近江市 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県																			
	R13.3まで	滋賀県																			
2) 被害軽減の取組			2) 被害軽減の取組																		
①水防体制に関する事項			①水防体制に関する事項																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水害 ・1級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する </td> <td> 引き続き実施 引き続き実施 </td> <td> 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 </td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	目標時期	取組機関	■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水害 ・1級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町			<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th> <th>目標時期</th> <th>取組機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水害 ・1級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する </td> <td> 引き続き実施 引き続き実施 </td> <td> 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 </td> </tr> </tbody> </table>	主な取組項目	目標時期	取組機関	■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水害 ・1級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町						
主な取組項目	目標時期	取組機関																			
■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水害 ・1級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町																			
主な取組項目	目標時期	取組機関																			
■重要水防箇所の見直しおよび水防資機材の確認 水害 ・1級河川における重要水防箇所について、点検計画を作成し、河川管理者と関係市町が共同点検を実施する ・水防資機材について、河川管理者、水防管理者の保有情報を共有する	引き続き実施 引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町 滋賀県 近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町																			

旧			新		
<p>■多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>水害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策としての河川整備等を実施する</p>	R8.3まで (概成)	滋賀県	<p>■多数の家屋や重要施設等の保全対策</p> <p>水害</p> <p>・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、流域治水対策としての河川整備等を実施する</p>	R13.3まで	滋賀県
<p>■ダム等の洪水調節機能の向上・確保</p> <p>水害</p> <p>・長寿命化計画の見直しを行う</p>	引き続き実施	滋賀県	<p>■ダム等の洪水調節機能の向上・確保</p> <p>水害</p> <p>・長寿命化計画に基づくダム機能の確保を行う</p>	引き続き実施	滋賀県
<p>・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上</p>	引き続き実施	滋賀県	<p>・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上</p>	引き続き実施	滋賀県
<p>■重要インフラの機能確保</p> <p>土砂災害</p> <p>・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する</p>	R8.3まで (概成)	滋賀県	<p>■重要インフラの機能確保</p> <p>土砂災害</p> <p>・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤等の整備を実施する</p>	R13.3まで	滋賀県
<p>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</p> <p>水害</p> <p>・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う</p>	引き続き実施	滋賀県	<p>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</p> <p>水害</p> <p>・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う</p>	引き続き実施	滋賀県
5) 減災・防災に関する取組および支援			5) 減災・防災に関する取組および支援		
<p>主な取組項目</p> <p>■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援</p> <p>水害</p> <p>・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する</p> <p>・三明川流域における浸水対策についての情報共有を実施する</p>	目標時期	取組機関	<p>主な取組項目</p> <p>■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援</p> <p>水害</p> <p>・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する</p> <p>・三明川流域における浸水対策についての情報共有を実施する</p>	目標時期	取組機関
	引き続き実施	滋賀県		引き続き実施	滋賀県
	順次実施	近江八幡市 滋賀県		引き続き実施	近江八幡市 滋賀県

旧			新		
<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の実施を支援する 	引き続き実施	滋賀県	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の実施を支援する 	引き続き実施	滋賀県
<p>■適切な土地利用の促進</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の実施を実施する ・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する 取組対象地区：近江八幡市水茎町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削 ・土地利用規制の取組を実施する（1/10、50cm市街化編入しないなど） 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	<p>■適切な土地利用の促進</p> <p>水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の実施を実施する ・浸水警戒区域の指定を踏まえた取組を実施する 取組対象地区：近江八幡市水茎町、近江八幡市安土町下豊浦、東近江市葛巻町、東近江市きぬがさ町、竜王町弓削 ・土地利用規制の取組を実施する（1/10、50cm市街化編入しないなど） 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県
<p>■そなえる対策の実施</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の実施を実施する ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県	<p>■そなえる対策の実施</p> <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の実施を実施する ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 竜王町 滋賀県 彦根地方気象台

旧	新												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 165 696 392"> <p>■貯留浸透対策の推進</p> <p>水 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する </td> <td data-bbox="696 165 855 392">引き続き実施</td> <td data-bbox="855 165 1014 392">近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 392 696 647"> <p>■避難のための情報発信</p> <p>共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する </td> <td data-bbox="696 392 855 647">引き続き実施</td> <td data-bbox="855 392 1014 647">近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町</td> </tr> </table>	<p>■貯留浸透対策の推進</p> <p>水 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	<p>■避難のための情報発信</p> <p>共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1256 165 1727 392"> <p>■貯留浸透対策の推進</p> <p>水 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する </td> <td data-bbox="1727 165 1886 392">引き続き実施</td> <td data-bbox="1886 165 2045 392">近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 392 1727 647"> <p>■避難のための情報発信</p> <p>共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する </td> <td data-bbox="1727 392 1886 647">引き続き実施</td> <td data-bbox="1886 392 2045 647">近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町</td> </tr> </table>	<p>■貯留浸透対策の推進</p> <p>水 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	<p>■避難のための情報発信</p> <p>共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町
<p>■貯留浸透対策の推進</p> <p>水 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町											
<p>■避難のための情報発信</p> <p>共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町											
<p>■貯留浸透対策の推進</p> <p>水 害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地・森林での雨水貯留浸透機能の保全に対し支援する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町											
<p>■避難のための情報発信</p> <p>共 通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する 	引き続き実施	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町											
<p>6. フォローアップ</p> <p>各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p>取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。</p> <p>また、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。</p> <p><改定履歴></p> <p>平成 29 年 6 月 1 日 作成 平成 30 年 5 月 15 日 改定 平成 31 年 3 月 18 日 改定 令和 4 年 6 月 6 日 改定 令和 5 年 6 月 12 日 改定 令和 7 年 7 月 16 日 改定</p>	<p>6. フォローアップ</p> <p>各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。</p> <p>取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。</p> <p>なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。</p> <p>また、東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。</p> <p><改定履歴></p> <p>平成 29 年 6 月 1 日 作成 平成 30 年 5 月 15 日 改定 平成 31 年 3 月 18 日 改定 令和 4 年 6 月 6 日 改定 令和 5 年 6 月 12 日 改定 令和 7 年 7 月 16 日 改定 令和 8 年 ○月○日 改定</p>												